



# 消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

## タダにつられちゃいけません！

～催眠商法（SF 商法）に注意！～

### 【事例】

「新たにオープンする店のPRに来ました」という一団がティッシュやアルミホイルを近所で配布していて、私ももらった。

その後「違う場所で健康布団をPRしている」と、乗りつけていた車で、とある民家に連れて行かれた。

言葉巧みにPRしながらも「興味のない人は帰っても構いません」と説明。気がつけば私ひとりが残った。

周りを囲まれて断りきれず、23万円の高額な布団を契約させられ、頭金として3万円支払い、残りは振り込むことになった。

しかし、我に返ってよくよく考えると布団は必要ない。解約して返金してもらえないか。

相談は  
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）

TEL 0796・36・1941（直通）

たじま消費者ホットライン

TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守!!

### 【ひとことアドバイス】

- ◆クーリングオフの通知を出しましょう。  
訪問販売のクーリングオフの期間は8日間です。頭金は返金され、契約を解除することができます。
- ◆ティッシュなどの無料配布を足がかりに消費者の関心を引き付け、会場に集めて断りづらい状況のなかで契約を迫る「催眠商法（SF 商法）」です。
- ◆契約する意思がなければ毅然と断りましょう。